

【商 法】

問題 次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

1. 2007年、全国証券取引所は、今後の株式の売買単位の集約のための基本的な方針を示す行動計画を公表した。わが国のように8種類もの売買単位が存在する市場は国際的に珍しく、売買単位は米国では100株、欧州では1株が主流である。売買単位が異なると、投資家は株価を見ただけでは銘柄ごとの売買コストが分からず不便であるし、証券会社の誤発注につながるリスクもある。近年、証券取引所は、売買単位を一単位=100株に統一するよう、上場会社へ働き掛けている。
2. A株式会社（以下、A社という。）は単元株制度を採用しておらず、A社の甲証券取引所における売買単位は1株である。A社の1株の株価は10万円前後であるので、売買単位を1株から100株に引き上げると、投資に必要な最低金額が10万円前後から1000万円前後に上昇する。A社は、一単位=100株にするつもりであるが、資金力が限られる個人投資家が売買しやすいようにするため、投資に必要な最低金額の10万円程度は維持したいと考えている。
3. B株式会社（以下、B社という。）も単元株制度を採用しておらず、B社の甲証券取引所における売買単位も1株である。B社の1株の株価は300万円前後であるので、売買単位を1株から100株に引き上げると、投資に必要な最低金額が300万円前後から3億円前後に上昇する。B社には100株以上を保有する株主はC株式会社（以下、C社という。）しかおらず、C社がB社の議決権総数の67%を保有しているので、この機会に、一単位=100株にして少数派株主であるDらを株主総会から排除して、効率的な経営を目指すことにした。そこで、B社では、一単位=100株とするために必要な株主総会の特別決議などを行った。
4. 上記3の株主総会の後、C社経営陣は、B社の少数派株主を、B社から完全に排除したいと考えるようになった。C社経営陣は、B社においてB社の新株予約権がその取引先に発行されている点が気になったので、顧問弁護士のところに相談に行ったところ、全部取得条項付種類株式とか株式交換を利用すれば、C社が考えていることは実現できるという助言を得た。

- 問1** 会社法が定める単元株制度の内容およびその趣旨は何か。
- 問2** A社の考えていることを実現するには、会社法上、どのような方法があるか。この方法をとる場合、A社ではどのような手続を踏む必要があるか。
- 問3** B社が単元株制度を導入したために、単元未満株主となった少数派株主のDは、B社に対し、その制度の導入に係る株主総会決議の取消しの訴えを提起した。この訴えに取消事由があるかどうかを検討せよ。この検討にあたっては、Dに原告適格があることを前提にしない。
- 問4** 全部取得条項付種類株式は、どのような内容の株式か。
- 問5** C社はB社と株式交換をして、B社の少数派株主をB社から完全に排除することにした。この場合に、上記4の新株予約権をそのままにしておくと、C社の考えていることを実現できなくなるおそれがある。それはどのような場合であるか。

注)「社債、株式等の振替に関する法律」について言及する必要はない。